

の権理及福利の保護を現示せり、赦罪は是等の大目的と兩立するを得んが爲めには、基督は斯く多くの事をあし、斯く多くの事を要求せり、而して今や、唯斯る基本に依りて悔改せる靈魂は赦罪及救拯を得ると同時に、基督は審判的要求を遺失せざるのみならず、自己及其被治者の権理及福利をも毫も失ふ所あらざるあり、

第十章 万靈に與ふる教訓

第一節 贖罪は唯人間の爲あり。思辨的、想像的の人は聖經の教示する所を忘却して、其思想をば雷に人間以外の道德的存在者の贖罪の充足のみならず、其實効に及ぼすことなきにあらず、然共、聖經は贖罪を人間に制限せり、たとへ贖罪の恩恵は豊富にして罪の流行は弘くとも、之が爲に人間以外に贖罪の及びるたを證明するにあらず、人間以外にも罪の權威及誼の下に存するものなきにあらず、彼得後二〇四猶太六彼等の中には高

貴ある權威の零落、嘗て聖潔ありし性質の腐敗、最高の幸福より最深の災禍に陥落したる道德的存在者の恐るべきの墮落存せしあり、彼等は自ら恢復するの力あるにあらず、故に彼等の場合に於て、其全き道德的零落より發する贖罪の必要存すべし、彼等の斯る運命に立ち至りたるは實に公正あるべしとはいへども、彼等は神の憐恤を蒙むる能はざる程に墮落せりとの假想は神の愛の許可せざる所あり、去れども、聖經は彼等の爲に贖罪の存するを示さずして、却て之が反對を示せり、基督は死に由りて吾人を贖はんが爲に、吾人の性質を取り、吾人の兄弟とはなれり、而して聖經は左の如くに制限せり、曰、實に天の使等を助けず、アブラハムの子孫を助け、(希伯來二〇十六)此句の前後の意義より考ふる時は、其贖罪の結果は人間に制限されたるを示せり、

第二節 道德的存在者に對する一層弘大なる關係。基督の犠牲に於ける贖罪は單に人間の爲あると同時に、万靈の爲に深奥ある道德的真理の

教訓を與ふるを得、是れ其眞理を識り得る道德的存在者を利益し得べき意義を含有する眞理なりとす、

贖罪の人間以外に知られたるとの觀念は疑ふべきにあらず、又單に合理的觀念に止まりたるに非ず、この觀念は元より合理的あり、如何とされば贖罪は人間の狹隘ある制限に對しては餘りに大眞理にして、其關係に於ては餘りに弘大且親密あるを以てあり、贖主の降臨の久しき準備は地上に於けるが如く天上にも亦知られたり、天使は其準備の景況中屢々現はれたり、贖主は崇拜する無數の天使の群を通りて現はれたり、數多の天使は基督の謙遜の最も低き實況中に在て彼に伴ひ、以て彼と其大事業とに深く同情を表せり、彼等は基督の昇天の凱旋的警護を形造れり、天の軍勢は歡喜の喝采を以て彼の天に歸りたるを歡迎せり、人間贖罪の彼等に弘く知られたる手段及證據此に存する也、而して斯く知られたる事實は聖經中に確實の根據を有せし也、以弗三〇十彼得前一〇十二黙示五〇十一

—十三—

吾人は斯る普遍的知識の有り得べき事、及其手段に關して毫も困難を感ずるを要せず、聖潔及從順に堅く立て常に動かざる道德的存在者の住所如何に遙遠あるも、全く吾人と隔離するを得べからず、彼等は獨一の創造者及び万民の父たる神に於て一致及交通の普通の中心を有す、リチャードワツソン曰、天使を創造したる神は彼等を教ゆるの方法を失ふを得べき乎、一個の太陽は地上の一點を照らすが如くに其上下にまゝ其周圍にも光を發射するを得べしとせば、神の中心的の光は吾人及吾人以外のものにも其默示を與ふるを得ざるべき乎、新なる音信を傳ふべき天使存せざる乎、インスピレーションを與ふべき預言者は彼等の中に在らざる乎、然らば天上に於ける政を取るもの、權威あるものに於ける如く、彼等にも亦教會に於ける神の諸の智慧は知れたる也と、
故に贖罪の教訓は万民に與へられたると同時に、事實其物及び其啓示せ

る大眞理は万靈の心を深く利益し又感動せしめざるを得ず、少しく注意せばこの説を充分に證明する事實を發見すべし。

第三節 万靈は同一の道德的構造を有す。神の天啓は道德的存在者の他の存在を吾人に知らしむ、万靈は、我儕に象りて我等の像の如くに造られたり、彼等は神の同一の象の如くに造られたるを以て、道德的構造に於ては吾人と一あり、聖經に示されたる如く、彼等は吾人の如き道德性を有するや明白なるを以て、彼等は吾人に似たるものと云ふべし。

第四節 万靈に於ける道德的動機一あり。如何に彼等の階級多かりしとするも、尙其道徳性一あるを以て、彼等は道德的動機に於ては一あり、吾人を感動せしむる同一の眞理は彼等をも感動せしめ、吾人を悦はしめ且つ支配する同一の眞理は凡てのものに同一の結果を與ふるを得べし、各靈魂は公義、聖潔、及仁愛に依り、其創造及攝理の高大ある事業に依り、其普通の父たる事に依り、其意志の一切の命令に依りて、神の實際的の默示を

悟るを得るあり。

第五節 十字架は万靈に對して能力あり。贖罪に於ける神及眞理の默示は万靈に其最深の宗教的理會を與へ、之に依て愛の熱情及道德的感化力を以て彼等を感動するを得、無限の智慧に依れる高大ある整理中には宇宙の最大眞理に對する万靈の關係を欠くが如き事なし、凡百の聖潔ある存在者は十字架の道德力に依て感動せらるゝなり。

第六節 人間以上の階級に於ける存在者は贖罪に同情を表はせり。贖主に依りて示されたる彼等の同情は左の如し、曰、われ爾曹に告ぐ、此の如く一人の罪ある人悔改めなば、悔改むるに及ざる九十九の義人よりは尙天に於て喜わらん、われ爾曹に告ぐ、一人の罪ある人悔改めなば、神の使の前に喜あるべし、(路十五〇七)是等の言は甚だ直接明瞭にして充分あり、之と同意義を有する言及事實は他に數多存す、天使は屢人間歴史中に現はれたり、彼等は好奇心ある傍觀者としてにあらざりて、人間の安寧に深

く同情を表するものとして現はれたり、彼等は人間の悔改を非常に喜ぶに依て證明せらるゝ其深切ある同情は人間の實驗の説明的事實——銀を失ひる事、迷へる羊、及放蕩子の比喻に於ける如く——に連關して示されたるものにして、全く吾人の同情に異なるおし、唯彼等の同情は一層高大にして一層深遠なるの點に於て異なるのみ、吾人の同情は吾人の一層特殊ある關係の法律に適合し、純然たる契約上の事に主として制束せらるゝも、彼等の同情は斯る制限を脱却せり、彼等より見れば、万靈は皆同胞兄弟たり、是故に彼等の同情は凡ての者に對して同様に表はるゝあり、其吾人に表はるゝも亦如斯、彼等は其豊富ある愛、及吾人の罪惡に於ける慘狀を了會するの心を以て吾人に最深の憐恤を表す、是れ彼等は吾人の悔改を非常に喜ぶ所以なり、彼等の了解する所に依れば、悔改は災禍及罪の死より遁れ、彼等の榮光及寶座に接近する生命の大道に入る事あり、是れ彼等の非常に悔改を喜ぶ所以なり、

然るに彼等の喜ぶ所以は吾人に對する同情の外に他の衝動存するが爲あり、彼等の喜ぶ所以は基督に對する深き愛及忠實中に一個の衝動を有するに在り、吾人の救拯は基督の喜び給ふあるを彼等は知る、彼等は其全性を盡くして基督と共に吾人の救拯的事業に従事せり、而して彼等は吾人の救拯に關する基督の成功及満足を目撃する時には、彼等は非常の喜を感じ、るあり、彼等の喜は基督に對する最深の愛及忠實より湧出するあり、吾人に對する天使の同情に關する斯る事實、殊に吾人の救拯及び救主たる基督に對する關係に於ける事實に依り、彼等は基督の血に於ける大なる贖罪に就きて知識を有し、且贖罪に關して深き同情を有するを確信す、彼等の強大ある軍勢中より撰拔されたる使者は贖主の降臨を歓迎し、歡喜の歌を以て彼の救主あるを公言せり、至聖所に於てはケルビムは眼を注ぎつゝ恩惠の座、即ち贖罪所及基督の血に於ける贖罪の摸表の上に其

羽翼を翻へせり、斯くして彼等は贖罪の秘義を考究する天使の熱心の摸表に依りて表はざる、彼等は決して贖罪の大真理の實際的勢力を知り得べき便宜を失ふが如き事あらざる也。

第七節　基督は宇宙の主あり。基督は教會の至上の首及天使を統御する宇宙の主に擧げられたるは聖經の明示したる真理あり、基督は天上若くは地上の別なく、全教會の首にして、万靈を統御する至上の主なり、基督の斯く崇められたるは其謙遜及贖罪の報酬あり、聖經は左の如くに記せり、曰、彼は神の体にて居しかども自ら其神と匹敵する所の事を棄てがたき事とおもはず、反て己を虚らし、僕の貌を取りて人の如くなれり、既に人の如き形状にて現はれ、己を卑し死に至るまで順ひ、十字架の死をさへ受くるに至れり、是故に神は甚しく彼を崇て諸の名に超る名を之に予へ給へり、此は天に在るもの、地にあるもの及び地の下にあるものをして悉くイエスの名に由りて膝を屈しめ、且つもろくの舌をして悉くイエ

スキリストは主ありと稱揚して父なる神に榮を歸せしめん爲なり(腓立

三〇六―十二)

斯く崇められたるは基督の神性にのみ關するにあらず、右の句は反對の意義を與ふるあり、神性其物のみ崇められたりとの觀念は全く許容すべからざるものありとす、基督の斯く崇められたるは單に其人性のみありとの説を吾人は保持するにあらず、是れ彼に與へられたる權理及特權の性質の禁する所なり、聖徒及天使、政を執るもの、及權威あるもの、即ち凡百の聖潔ある存在者は基督に服従せり、彼等は最も完全なる従順、最も深き禮拜を基督を行はざるべからず、故に其神性はこの崇められたる事に就きては彼より分離すべきものとして思考すべからず、然らざれば基督教は至大の偶像教たるに至るべし、蓋に地上に於てのみならず、天上に於て、否宇宙に於て行はるる偶像教たるに至るべし、

斯く崇められたるものは化身したる子、神人両性の一致せる基督あり、即ち神人たる贖主あり、斯の如きものとして彼は凡ての點に於て崇めらるべきものたるあり、即ち其神性に於ても、亦た其贖罪の事業に於ても然り、極めて謙遜せるものは極めて崇めらるゝに適當せるものなり、救主としての斯る即位は子の特殊の榮光あり、彼に對して万靈の從順及び禮拜は要求せらる、父は万物の創造者及管理者たるは彼の特殊の榮光なり、創造及攝理の子に歸せられたる時は最も深き意義に依れるものにして、決して彼の父に劣りたりとの觀念を含有せず、斯る事實は彼の特殊の榮光からずして、特別に其贖罪の事實に連關せるものとして福音に示されたり、是れ吾人をして贖罪の充足を確知せしめんが爲あり、(約一〇一四、哥羅二〇、十四、十八、希伯來一〇三)父と子の特殊の榮光のこの區別は明白に聖經中に示されたり、黙示四〇十一に曰、主よ爾は榮と尊貴と權威を受くべきものあり、爾は万物を造り、万物は意旨に由りて有ら且つ造ら

れたり、又同五〇十二に曰、前に殺されたりし羔は權威、富、智慧、能力、尊敬、榮光、讚美を受くべきものあり、基督は人間の救主として其人性に於て崇められたりとせば、天使及聖徒の上に主權を有するの位に即けるは怪むべきが如し、是れ注意するに足るべき事實あり、其人性に於て崇められたりとの事は理あきにあらず、彼は其神性に於ては斯る尊貴及榮光を受くるに足れり、彼は其崇められたる事に依り、其贖を受けたる者に遙かに超越したる領分を受くるは適當あり、然らば彼の贖罪の事實は天使及び凡ての靈智者の心に觸れたるものにして、斯る事實は他に存するを得べからず、基督は自己の犠牲に依りて罪惡の權より吾人を贖へるが爲めに、彼等は基督に對して禮拜的忠義を盡くすべき最高の理由を有す、彼等は罪及死の災禍中に在る吾人に最深の同情を表するを以て、吾人の救拯の爲に基督に對して最深の愛及忠實を盡すもの也、

去れども是れ贖主に取りては專有的榮光にはあらず、其王位に登れる事、諸の人の彼に膝を屈する事、及び諸音の彼を以て主ありと公言する事は、凡て父なる神の榮光を顯はされんが爲あり、吾人は黙示録中に天上の二個の景狀の與へられたるを見るあり、一の景狀に於ては、父は万物の創造者及管理者として、普通の尊崇を受けたり、他の景狀に於ては、子は殺されたる羔として普通の尊崇を受けたり、其間に毫も和合を欠くことなし、然らば第三の景狀に於ては、吾人は禮拜者を見、其敬神の歌を聽く如く、吾人は神の調和の充滿せるを知るあり、曰、願くは讚美、尊敬、榮光、權力、寶座に坐する者と羔に歸して世々窮あからんことを、(黙示五〇十三)基督は宇宙の主たる一點に諸の事實を集合せしむる時は、吾人は再び贖罪は万靈に知られ、深く彼等を喜ばしむるの方法に於て知られたりとの事を確知するあり、贖罪の驚くべき真理及恩恵、神の公義、聖潔、及仁愛の黙示は深く彼等の心を感動せざるを得ざる也、

吾人は斯くし此崇められたる基督の宇宙の主たる事に依りて、其大目的の成就されたるを發見す、彼は万靈の上に位する如く、万靈の前に座するあり、是れ其贖罪の事實を万靈に知らしむるものあり、其謙遜及尊崇の二個の事實は最高の道德的、宗教的真理を宇宙に教ゆるに於て結合す、贖罪の中には斯る教訓存す、贖罪は万殊の神の智慧を以て充滿す、吾人は此に於てパウロの言を追想す、曰、これ教會を以て天の處にある政を執るものと、權威を有する者に神の万殊の智慧を知らしめん爲あり、(以弗三〇十)贖罪は最も有益なる真理の無限の財寶を含有す、斯る真理は特別に基督の宇宙の主たる事、及贖罪中に含有する、觀念及動機の實際的勢力に由りて、彼等を支配するに依りて、万靈に傳達す、斯の如きは神の道德政治の本領ありとす、

第八節 贖罪の高大 吾人は贖罪は直接に又實際に唯人間の爲ありとの説を忘るゝものにあらざれども、万靈に對して無限に弘き實際上の關

保存するとの説を輕んずるにはあらず、神の道德政治は一にして普遍なるは、猶重力の法則の一にして普遍なるが如し、この一法則は全宇宙を支配す、斯の如く道德法は其一層深奥ある元理に於ては、人間天使及万靈を支配するに於て一あり、物質界及道德界は甚だ異される所あり、物質界に於ては必然的法則行はれ、道德界に於ては被治者の自由と共に責任の法則行はるゝあり、此にては最高の管理力は法則に、連關せる道德的觀念及其義務を強行せしむる批准に存す、前に陳述したる如く、其管理力は被治者の一定の道德的動機を條件とあすあり、被治者の道德的構造は道德法に密着の關係を有するを以て、彼等は義務の一切の高尙ある動機を以て其責任を現實せしむるを得、道德法の高尙ある管理力を有するは斯る關係を有するが爲なるのみ、刑罰すらも法則の有益ある勢力としては斯る元理及斯る事實の連關に其地を占有せざるを得ざる也。

基督に於ける贖罪は斯る宇宙の道德政治に其根據を有す、贖罪は道德界の最微の截片にも適用するを得るも、其意義及管理方に於ては宇宙的適用を有す、神は其驚くべき智慧及仁愛の制度に依り、其最高の祝福をば斯る弘大なる關係中に準備せり、吾人は既に贖罪の宇宙に知られたるを説明せり、即ち其固有の事實及其道德的感化に基ける管理力に依り、又斯る報知及感化の特別の手段たる基督の宇宙の主たる事に依りて説明せり、斯くして贖罪は神の聖潔、公義、仁愛、其罪惡を嫌惡する事、自己の尊貴、及權威を維持し、其被治者の権理及安寧を神聖に保護する不變の企望の默示として、宇宙の道德政治中に其根據を有するあり、贖罪は其實際的眞理の勢力を以て万靈の心意に自己を啓示するものあり、贖罪は無限の仁愛の最高の默示としては、一層深奥ある愛を以て万靈の主に聖潔ある万靈を結合せしめ、又其の如く各階級の靈をして交互に愛を以て結合せしむ、吾人は贖罪の必要を主張し、及其利益を説明する時に

は、吾人は適當に之を理會せん爲に人間の範圍若くは人間の永遠の運命よりも一層弘大なる見解を取らざる可らず、重力法は一にして普遍あるが故を以て一個の世界の錯亂は弘く他界に其害を及ぼし、之に反して一個の世界整然たるは其利を他界に及ぼすあり、唯永遠の黑暗裏に彷徨したる星を例外とす、斯の如くこの世界に於ける罪惡は罰せられずとせば、其害は他界に及ぶも、之を贖罪の下に處分せば、其利万靈に及ぶ、唯永遠に沈論したる者を例外とす、猶太十三罪の斯る處分及び基督に於ける眞の信仰に基ける赦罪は、之を公義に依て無條件に罰するに比すれば他の靈智者に限るべく高尙なる道德的利益を及ぼすや疑ふべからざる也、斯くして万靈は道德的眞理及愛情の勢力を有する贖罪の大教訓を受けたり、忠實若くは墮落の別なく、万靈は基督の名に由て膝を屈せざるべからず、其十字架の教訓に依り、凡てのものは神の聖潔、仁愛、贖罪なきの罪、若くは悔改せざる罪の害、及絶望の刑罰、從順、及愛の責任、及幸福の深遠なるべし。

眞理を學ぶべし、贖罪の道德力に依り、神の寶座に對する一層深き愛及忠實に依て團結したる聖潔ある万靈は永久其從順及幸福に堅立すべし、一度最も惡むべき罪の恥辱にして基督の甚しき侮辱の記號たりし十字架は、爾來万靈に對しては宇宙に於ける最も高妙ある道德的眞理の表號たるべし。

第十一章 贖罪に對する抗論

吾人は贖罪に對する重要ある抗論を叙述するを忘るべかりざるも、其抗論たるや、吾人の持保する教理に對しては左までの關係を有せざるを以て吾人は之を詳細に辨駁するを要せざる也。

第一款 非合理的制度

基督教の根本的眞理に對する抗論者は合理的に議論を爲す時は其議論

甚だ強大あれども、非合理的に議論を爲す時には特に強大なりとす、彼等の驚異すべき哲學的聰明の一瞥見は能く贖罪の脊理たるを摘發せり、是れ贖罪に對する彼等の結論にして、斯の如くにして贖罪は非合理的制度として、概括的に彼等の放棄する所とはあれり、

第一節 妄想 斯る抗論は人間理性の制限より發生す、吾人の理性に依り、吾人は神の道德政治の元理及要求を僅かに了解するに過ぎざるを以て贖罪の必要若くは其制度の聰明若くは其結果の利益に反對するを得ず、人智は之に對して斷然反對するに足るべきものにあらす、吾人に取ては地方の制度すら難問題たるを免れざれば、神の道德政治の無限の洪大なる範圍に於ける贖罪の智慧に抗論するは僭犯の罪たるを免れず、最上の道理の教示する所は無限の秀越及び智慧を有する基督に於ける贖罪制度と符合するを以て、吾人の有限の智力を以て亂りに贖罪に抗論するの僭犯たるや一層確實ありとす、

第二節 攝理の類例 若し代理的贖罪は攝理の普通の進行中に類例を有するとせば、この事實は全くこの抗論を無効ならしむるものあり、但し攝理の進行を以て非合理的ありとする場合を例外とす、之を非合理的と想像するが如きは基督教若くは神を信するものと全く放棄して顧みざる所也、

代理的元理は種々の構造を有する人間社會の通則あり、是れ專横的に制定されたるにあらすして、人生の攝理的關係より必然に發生せり、家族、社會、及邦國に於ては、人は他人の爲に事を執り、他人の爲に苦難を受くるを通例とす、人は他人の罪の結果たる勞苦を自身に負ひ、彼の災禍を取去りて幸福を來たすは代理的元理にして、人生は之を以て充滿せり、代理的苦難に於ける基督の中保も亦如斯、基督の苦難は罪人の赦罪及救拯の爲に道德政治の特別の要求に適應するの事實に於てはこの元理毫も變ずることなし、この場合の公義に關する抗論は他の場處に於て起る

べきものにして、眞に此に關係あるものにあらず、如何とされば道德政治の要求は代用的刑罰には依りて、代理的苦難に由りたる基督の中保に依りて應答されればあり、代用的刑罰は斯る類例より發生せる贖罪をは人生の數多の代理的事實に應用して其由て來る類例の證據を埋没せしむるに至るあり、天啓若くは攝理の普通の進行若くは道理其物は代理的贖罪を以て非合理的制度と公言するものにあらざる也。

第二款 公義の破壊

贖罪の抗論にして之を以て公義の破壊なりとするの説程猛烈頑迷あるは、去れども之を辨解するが爲には數言を呈すれば足れり、
 第一節 贖罪は權理を破るものにあらず。不義とは合法的所有權を剝奪し、不正の損害若くは不相當の刑罰を加へて不相應の處置を施すに依りて來るの外あり、斯る事實は公義の破壊あり、如何とされば權理を破壊

するを以てあり、然共是なくば不義存するを得ず、その基本に依り、吾人は基督の代理的犠牲を以て不義ありとする抗論に容易に答辯するを得、
 第二節 代理的犠牲の類例。人は屢他人の代りに勞苦を忍び、生命をも危険からしむ、彼等は壓制を受けて之を行ふにあらずして隨意に且つ甘んじて之を行ふあり、彼等は之が爲に其權理を破壊されたりや、彼等は不義を受けしや、彼等自身の理性若くは普通の道德的判決は之を不義ありと云ふや、決して然らざるなり、而かも斯る代理的犠牲を讚賞し、適當の刑罰を以て其反對を罪するあり、
 第三節 贖罪は不義を帯びず。基督の代理的苦難は吾人の赦罪及救拯の爲に道德的政治の特別の要求に應答したるは毫も不義の要素を引入れたるにあらず、基督は父の意に従て其苦難を受けたるに關し未だ嘗て不義不正を受けたりとの感覺を懷きしことなく、加之、彼に取ては何等の損害も有らざりしあり、如何とされば彼は父の意に従て苦難を受けたる

と同時に、彼も亦其純然たる自由を以て其苦難を選択したるを以てあり、是れ他人の爲に受たる刑罰にあらざるを以て一切の不義を容るゝの餘地存せざる也。

第四節 道德説を駁する有益の基本 道德論者は基督の苦難及死をば其贖罪的使命の結果として、又この意義にて人間の爲ありとして許容せり、彼等は彼の苦難の酷烈及其死の耻辱を許容すれども、彼等の説に依れば、其最深の苦難は其救拯的事實に偶然に伴へるものに過ぎず、吾人の説に依れば、赦罪及救拯の必要なる基本たり、故に吾人の教理は斯の如き神制度を證明すれども、道德論者未だ之を能くせざるあり、

眞の問題は有罪の人に代はれる無罪の人の斯る苦難に存す、ジョセフ、ギルバート曰、汝の欲する儘に不確實にこの事實を叙述せよ、言の最も寒冷にして且つ最も不定限ある形狀に拘泥せよ、唯無罪の人は有罪の人に代て苦難を受けたるを許容せよ、之に依て不義の非難を如何程減少し得べ

き乎、困難非秘義、恐るべき秘義、—は浮雲の上に其儘に遺るなり、無罪者、有徳者、完全者は恐るべき苦痛を負へりとは秘義たるを免れず、其結果の如何に關せず、是れ驚愕すべきの點あり、この驚愕は他の方法にては到底達し得べからざる要求及び洪大の幸福に依て唯減少すべきのみ、深奥ある要求は證明的事實あり、特別に攝理的制度に發生したる激烈なる代理的苦難は其達し得べき幸福中に其充分の理由を有するにあらざれば到底辨解し得べきものにあらず、是れ道德説より見たる場合あり、然るに救拯の手段及無限の幸福の手段として其贖罪的苦難の必要を有する眞の贖罪の教理は最も明白完備の神義論を吾人に與ふるあり、

第三款 義務の解放

この抗論は若し合理的に且つ赤心を以て試みられたりとせば贖罪の或る特殊の教理を目的として試みられたりとせざるべからず、然らざれば

たとへ如何ある重大なる論理的確實を之に加ふるも、毫も適當若くは弘大ある抗論とはあらざる也。

第一節 この抗論確實からば贖罪は破壊せらる。若しこの抗論にして眞理に根據を置くとせば、贖罪の如何ある教理も之に對して堅立するを得べからず、然共、最高の道德的宗教的價格を構成する一切の事に關しては、義務は贖罪中に於ける程一層確實の基本、一層權勢的命令を有するは、あし、是故に眞に斯る抗論に遭遇する教理は、其何たるを問はず、誤謬たらざるを得ず、教理史は斯る抗論に遭遇せる教理あしとの言を許容せず、*インチノミアン* 教及び贖罪の商法的教理は、如何に其主唱者は斯る意義を否定するとも、この抗論に遭遇するを免れず、吾人の爲に受け、吾人の爲に行へる苦難及正義は公義の如何ある要求あるも、若くは法律の如何ある批准あるも再び吾人に要求せらるべからず。

第二節 眞正の教理に對してはこの抗論は無益也。眞正の教理に依れ

ば基督の贖罪は罪の相當の刑罰にはあらずして、單に赦罪の基本たるのみ、是故にたとへ今は赦罪及救拯の特權を有するも、吾人は皆等しく有罪あり、而して贖罪の恩恵に由れる斯る結果を來さんには、基督に於ける眞の悔改及信仰を要求し、又其恩寵の繼續の條件として眞の從順を要求す、反逆人を赦免するの制度は責任及將來の忠義の要求を廢止せず、特に其回復したる自由の繼續は將來の忠義を條件とせず、是れ贖罪に關する事實ありとす、而して贖罪は其一切の眞理及教訓に依りて特別に義務を緊要ならしめ、また重要ある責任及特殊の動機力を以て其要求を強行す、故に贖罪はこの抗論を受くべき者にあらざる也。

第四款 神の仁愛に關する非難

この抗論も亦贖罪の或る特別の教理を目的として試られたるものとせざるべからず、然らずば毫も根據なく、強て故意に誤謬説を試みたるもの

と云ふべし、
 第一節 法律及刑罰の理 法律は如何にして出でしや、刑罰は何の爲なりや、其起原は主治者の殘虐にありや、復讐は立法者の動機ありや、何人も斯く思惟するを得ず、公衆の幸福は法律及刑罰を要求す、是れ其元因の存する所あり、この事實は神の道德政治の最高の元理を吾人に與へざるも、尙之を説明する充分の類例を供す、人間政治の主治者は其個人的資格に於て其職任に適合せば反對論者の刑罰中に含有せるものに比すれば一層高尚の情操を限なく涵養すべし、最高最善の主治者は公衆の幸福の爲に刑罰を強求する際にも尙其憐恤を以て罪人を屢解放すべし、而して彼等は復讐の非難を受けずして寧ろ聰明仁慈の政治を施したる名譽を得べきあり、
 第二節 仁愛を非難すべからず 今若し公義の刑罰的職任は復讐を含有せずして政治の聰明仁慈を證明するとせば、赦罪の拒絶は如何にして

之を含有するを得べき乎、然らば赦罪をして政治の目的に符合せしむるが如き贖罪は如何にして遺恨を示すべき乎、赦罪をして道德政治の無限の福利に符合せしむるに欠くべからざる贖罪は如何にして神ある主治者の憐恤若くは其仁愛を非難すべき乎、
 第三節 神愛は洪大にせらる 贖罪は神愛に其起原を有す、他に之が起元存すべからず、人間若くは天使の心中に發するを得ず、唯神の仁愛に發するのみ、贖罪は智慧、權力、公義、聖潔の完全中に發するを得ず、唯神愛中に發せざるべからず、人間の災禍に就きて深き同情をかるべからず、人間贖罪の最初の衝動及其無限の犠牲の活動力は神愛に發す、而して聖經も亦之を教示せり、

贖罪の元因たる神愛は贖罪の要する犠牲を供せざるべからず、其犠牲は洪大無限あり、贖罪の制度は道德界の最深の福利に整合せざるべからず、無限の要求は父の愛する子に達したり、彼は謙遜及死に就かざるべから

ず、神愛は無限の要求に應答せり、而して十字架は贖罪の表號として立つと同時に、神は世を愛する」と其上に記載せらる、是故に贖罪は其憐恤を非難すべきものにあらずして、限なく其愛を洪大ならしむる也。

第十二章 贖罪の普遍

二個の著名の福音教たるアルミニアン教及カルウキン教は各其贖罪の區域に關して避くべからざる結論を有す、前者は其道德政治の元理、罪の教理、及其救拯學の根本的事實に基きて普遍説を執り、後者は其神の告示ざるを得ず、是故に吾人の既に陳述せる如く、區域の問題は事實の問題よりも二層深くして、贖罪の教理其物に關し、特別に賠償の教理に關する者なり、若し神の制定に依り贖罪は一樣に万民の爲にして、實際万民を救ふに充分なる勢力存すとせば賠償の教理は眞理たるを得べからず、然らずば

凡ての者は救はれざるを得ず、賠償論者は之に同意せざるを得ざるべし、然るに普遍的贖罪を保持する變形的カルウキン教あり、たとへ斯の如きもの存すればとて、カルウキン本教に關する吾人の定論の正確を弱むるものにあらず、斯る變形説は制限説の困難を避くるよりは寧ろ變ずるものにして、換言せば、同様に端莊ある他の教理を以て之に換ふるものなり、この新説は早くも既に第十七世紀に在て、有名なる新教派の人にして且つ佛國の神學教授あるカメロ氏の始唱せる所あり、アメリカウト、ブラシアス及カペロスは其共働者にして、氏の説を開發傳播するに従事せり、バツキスタルは彼等の繼續者にして、數多の會衆教徒及新學派に屬する長老派の教徒は全く同説を保持せしあり、

此説は普遍的贖罪を固守すると同時に、之に連結して特殊の撰拔及被撰者の救拯に恩惠を適用する主權をも保持す、基督は万民の爲に死せり、福音は万民に宣傳せざるべからず、然共、万民は其與へたる恩賜を拒絶す、彼

等の之を拒絶する所以は之を受くるに足るべき道德的力量なきに依る、去れども元來彼等は斯る力量を有して生れたるの故を以て其拒絶に就きては責任を有す、神は被選者の救拯を企望し、之が爲に主權を以て贖罪の恩恵を適用せりと云ふ、

「ソアラ、ブサリアン」未だ罪を犯さざる人として撰抜するの意撰抜と、「インフラ、ブサリアン」既に罪を犯せし人として撰抜するの意撰抜の二個の區別の外にこの教理は吾人に、「インフラ、レデム、フタリアン」贖罪中にある人として撰抜するの意撰抜と稱する第三の説を與ふるあり、神は前以て一部分の者を撰抜して之に恩恵を加へ、其他の者をは滅亡に陥らしむるとせば、普遍的贖罪は普遍的恩恵の企圖を有するを得ず、斯る預定と普遍的贖罪とは兩立するを得ず、撰抜的贖罪はこの變形的カルウキン派の救拯學に符合するを得れども、此説たるや、制限的贖罪の教理を圍繞する困難を救ふに毫も價值なきものあり、

若し神は万民の爲に贖罪を定むるを以て其意に合ふとせば、贖罪を制限すべき元理存すべきの理あり、この説の主張するが如き神の主權は贖罪の恩恵の契約中に万民を包含すべきの自由を有するや疑ふべからず、然るに賠償説は其性質及び之と科學的に一致せる救拯的元理に依り、救拯は其救はんとする人丈けを實際に必ず救はざるを得ざるを主張するものあり、而して實際に救はれたる人には制限あるを以て斯る贖罪は神に依て制限されたるものと視做すの外あるべし、是れ彼等の固守する所たる也、

贖罪區域の問題は主としてアルミニアン教及カルウキン教の間に争はれたり、歴史的に云へば、其争論は特別にこの兩教間に存す、吾人は本論中には他教に對する其比較的の重要ならざる關係をば論せざるべし、是等の兩教は共に赦罪及救拯の唯一肝要の基本として基督の贖罪の現實を主張するものあれば、彼等は其性質に關して争論するが如くに、亦其區域

に關しても爭論をなす也

第一款 區域確定法

第一節 贖罪は本質的に万民を救ふに足る。若し太子は反逆人の中保者となり、其の個人的犠牲の形狀の如何に關せず、各個人の赦罪の爲には一定の犠牲、一定の量を要するとせば、赦罪を受くべき人の數は中保者の犠牲の量に依て決定せらるべくも、基督の中保の贖罪は之と異される元理に基けり、而して代人の同一、若くは均一の刑罰に依れる商法的贖罪の如き、今日一般に放棄せられたる者の外は皆贖罪をば斯の如くに主張せり、今や普通に承認せらるる所に依れば、其救はるる人々の多少に拘はらず、贖罪の本質的價値は同一にして万民を救ふに餘あり、是故に、若し贖罪は一部の人間に限られたりとせば、是れ贖罪の欠乏に依るにあらずして神の制限の結果ありとせざるべからず。

第二節 贖罪の區域を決定するは神定に依る。人間をば一團體として

若くは人類として之を贖ひ、從て其一部分たる個人も亦贖はるる事の事は贖罪の眞正の教理に違背するものとす、贖罪は人を罪人と視るものあれば、從て直接に個人的罪人として彼等を贖はざるべからず、彼等の或は罰せらるるも、或は赦さるるも、唯個人として取扱はるるあり、故に彼等は贖罪を要し、若くは其恩恵を受くるものたるを得るも、其特異の個人に依るのみ、個人を包括する人類としての贖罪の觀念は決してアルミニアン神學中の正式の教理たりしことと雖も、個人的意見としては全く存せざりしと云ふにはあらず、是れ或は贖罪の普通を賛成するには強大なる議論ありと思考せし人ありしに因るべし、然共、斯の如きの説は普遍的贖罪の大眞理に必要あるにあらざる也。

贖罪は神定に依りて個人の爲に存す、故に贖罪は万民の爲に充分あると同時に、其同一の神定に依て個人的に万民若くは一部の人を救ふあり、か

ルウキン教も亦斯る事實を充分に認識するものにして、是れこの場合の眞理あれば吾人も亦充分に之を承認す、是が爲に吾人は普遍的贖罪を主張するに於て不利を來たさずして利を來たすを發見す、然るにカルウキン派の神學者は制限的贖罪を主張し、ながら贖罪は万民を救ふに足るべきをも熱心に主張し、而して贖罪の制限は彼等の教理に欠くべからざる論理的結果ありとの非難を受くるを甚だ厭ふものあり、彼等は贖罪の万民を救ふに餘あるを主張するも、其贖罪の制限は贖罪の不足より來れりとあさす、神定に依るを主張するものなり、吾人は左にカルウキン派の神學者の言を引證すべし、

ウイツィアス曰、基督の從順及苦難其物を思考するに、其無限の威嚴あるが爲に、其價值は若し神及基督にして、當に人間全体のみならず、其他數千萬の生靈の爲に企圖し、且つ賠償するを欲せしならば、彼等の爲に充分たりしかり、

贖罪の區域の問題に關して、トレチン氏曰、贖罪の本質的價值は万民の贖罪の爲に充分たりしや否やとの問題は、基督の死の價值及充足に關するにわらず、其價值は無限あるを以て、若し神は之を全世界に及ぼすを是認せば、人類全体の家族を贖ふに充分たるべしとは万民の告白する所あり、……吾人の論ずる問題は子を遣はせる父の目的及び死する子の志向に關するものとす、

博士ジャチオは曰、吾儕の主の賠償の價值、其物は無限のものと思考せられたり、若し適用せば、アダムの墮落せる人類全体を救ふに足れり、且人類全体を救ふは神の志向たりしとせば、吾儕の救主の從順及苦難は充分の功德たりしかり、其謙遜の深さ、其生命の聖潔、若くは其苦痛の強さに一層増加すべき事は神の公義の要求せざる所たるべし、是れ吾人の充分に信する所あり、

以上陳述したる見解は果して科學的に符合すべき乎との問題は吾人に

あらで論者自身に關するものとす、博士シャッフ氏は公平に左の如く云へり、曰、充分ある論理的符合は其實際の利益の廣さに依りて基督の贖罪の價値を計算し、之を弘大にするも、若くは之を縮少するも被選者の數に準すべきを吾人に要求す、若し贖罪は刑罰的代用に依るとせば、基督は被選者の刑罰に同等のものとして嚴正なる公義の要求せしものよりは一層強き刑罰を受けしは何故ぞや、吾人は功德の過分あるは基督の無限の品位に歸せられたるを知る、然るにこの教理に依れば、彼の刑罰的苦難は贖罪の必要ある要素あり、而して尙彼は公義の要求せしよりも多く刑罰を受けたるは眞あり、是れ果して公正ありしや、神は其公義の要求せしよりも多く彼を罰すべき乎、政治的贖罪は基督の最極の代理的苦難を容るゝの地を有するも、賠償的贖罪は代用的刑罰の餘分を容るゝの地を有せず、公義の要求、若くは基本、若くは恩恵に於ける目的をくして餘分存するあり、刑罰は公義の適當の基本をくば、是れ不義たるを免れず、是れ犯罪の

本人に取ても又は其代人に取ても等しく眞ありとす、而して公義の要求以上に出でたる刑罰の餘分は公義の基本なき刑罰と共に等しく不義たるを免れず、然らば贖罪的價値を如何に損害せし者ぞ、凡ての餘分ある不用の恩恵―凡て永遠に沈淪したるを救ふに足るべき否之よりも無限に多き恩恵―は無益に歸せり、基督は多くの人々の爲には無益に苦難を受け、且つ死せりとして普遍的贖罪を攻撃する論者は却て其自己の教理の必然の結果の爲に全く沈黙せざるを得ざるべし、

第三節 眞正の考究 若し太子は反逆人の爲に贖罪を企圖せしとせば、之に關する制限は贖を容るゝ主權者の意志及目的に依る乎、若くは贖ふたる太子の意志及目的に依れりとせざるべからず、其他に毫も之を制限するの權力あるあり、而して若し吾人は各の意志の如何を知るを得るとせば、吾人は之に依て其設置したる贖罪の區域を決定すを得るあり、贖罪は父子の間に設けられたり、若し制限ありとせば、父が万民の贖罪を欲せ

ざりしか、若くは子は之を爲さざりしかに歸すべし、他に制限法あるべき筈あり、故に真正の考究は父子の意志に關す、換言せば、贖罪の區域に關する父子の志向如何に關する也、吾人はこの點に於てカルウキン説と全く一致する也。

第二款 父の意志

斯る問題に就ては父の啓示したる自己の品性よりして其意志如何を結論するを適當とす、此に親密に關係したる確證の事實あり、加之神の言は、この場合を決定する權威たるなり、

第一節 父の主權に關する問題 神の主權に關する如何なる辨解も贖罪の區域に關する神の意志の攷究を妨害するを得ず、如何なる場合に於ても其問題とする所は神は何を爲し得べかりしやとの事にあらずして、神は何を爲さんと欲したりしや、又實際何を爲したるやとの事なり、吾人

は真正の神の主權に關して疑問を發せず、然共神の品性及其攝理の大事實と符合せざる純乎たる專横の意志をば放棄するあり、純乎たる專横の意志すらも尙ほ制限的贖罪を決定する如く普遍的贖罪を決定するを得べかりしかり、然共神は專横の主權を以て管理するを爲さず、道德的品性に從て万民に報をなすは是れ專横の反對あり、最後の審判に關して啓示したる決定も亦如斯なれば贖罪其物も亦然り、純乎たる專横の意志は赦罪の爲め若くは人間の幸運を決定する爲に贖罪を必要とせざるべし、斯る管理は人間大部分の無條件的刑罰に比すれば一層神の品性に違背する所少かるべし、而して若し專横の主權を證明し得べく見ゆる二三の事實、若くは言ありとするも、尙是等の事實及言は反對を證明する贖罪其物の大事實に依て解釋されざるべからず、左の言は屢此に適用せらる、父よ然り、それ此の如きは聖旨に適へる也、然共強て斯る句を適用して此の問題を決定するを得べき乎、万民を救ふに足るべき贖罪を一部の人の利

益に制限するは聖旨に適へりや、如何に且つ何の爲に聖旨に適へりや、其攝理及贖罪其物の拒否する主權を表はすに適へりや、公義若くは恩惠の啓示として適へりや、道德政治の有益ある教訓として適へりや、斯る理由存せざる也、如何とされば專横の主權は其專横外に其行爲の理由たるべきもの存せざるを以て也、

第二節 神は万民に對して同一の關係を有す。神は万民の創造者及び万民普通の父あり、故に贖罪を制限すべき理由とあるべき異なる關係存せざる也、

神の憐恤準備及企圖に出でたる贖罪は其憐恤の熱情に適應す、而して其憐恤の出でたる一理由は万民の父たるに在り、神は災禍沈淪に陥るものとして吾人を愛せしも、特別に其災禍沈淪に陥るべき子女たるに依れり、故に其贖罪的仁愛の眞の理由は万民共通ありとす、是故に贖罪の元因たる愛は万民を其中に包括するにも拘はらず、神は其贖罪を唯一部分の人

の爲に定むるが如きは神意たるを得べからず、この普通の神愛は普通の贖罪を證明する也、

第三節 罪惡の普通の状態。万民の神前に現はるゝ時は其罪惡の状态に差異なきを以て贖罪を制限すべき理由存せざるや疑ふべからず、人間の墮落は普通の元因にして其零落も亦普遍あり、而してたとへ實際の生活中に差異の存すべきを先見し得べかりしとするも、賠償論者自身は制限の理由の其差異中に存するを嚴重に否定するものなり、是故に贖罪を制限すべき理由たるべき特別の罪惡は人間に存せざる也、

第四節 神の完全より證明す。贖罪は神の完全に最も親密の關係を有す、故に其完全は贖罪の區域に關する神の意志如何を證明す、

(一)公義。神の公義は過分の要求を爲さず、基督の贖罪的事業は公義の要求に適應するものとして企圖されたりとせば、其恩惠を受くる万民の代りに充分贖ふに足れり、是れ最も嚴正なる制限論の肯言する所あり、斯る

贖罪の基本に依りたる赦罪は公義の榮光を汚かす、又道德政治の權理若くは福利をも損害せざる也、是故に神の公義中には制限の一切の理由存せざる也。

(二) 聖潔。神の聖潔は制限の理由を有せず、若し贖罪は神の愛する凡てのものを潔むるに於て本質的に有效ありとせば、其區域の廣大あるに準じて聖潔の福利を得る一層大ありとす、而して聖潔の一層高尚ある現實は神の普遍の贖罪を撰擇する大理由たらざるを得ざる也。

(三) 智慧。贖罪は赦罪の充分ある基本たるを以て、各罪人の救はれたる場合に於ては神の完全の現示せらるゝは相當の刑罰を執行するに比すれば一層高しとす、故に贖罪の一層廣きに準じて其得る所の利益も亦一層大なりとす、加之、道德政治の目的を達するに於ても亦一層大ありとす、故に賠償説と政治説との別なく、其區域の廣き程其恩恵も亦廣く、且つ其道德的教訓も亦一層益あるあり、故に同一の贖罪に由り無限に弘大なる利

益を得るにも拘らず、反て一層輕少ある利益を撰擇するは神の智慧と兩立するを得べき乎。

(四) 仁愛。右の適當なる事實の外に在て贖罪の區域は神の仁愛の問題たるあり、神の仁愛に應答するものは何ぞ、聖書に曰、神は愛ありと、愛の神は万民の幸福を撰まざるべからず、而してこの眞理に依り、カルウキン教の一層深奥ある元理に従ふ如く、神を妨害するもの存せざるを以て彼は普遍の贖罪を撰まざるを得ざる也。

神は悪人の沈淪を欲せずして悔改するを欲するは是れ眞ありや、贖罪の爲に其子を與ふる程世を愛するは是れ眞ありや、然らば毫も妨害なく無限の一層弘大ある幸福存するにも拘らず、彼は贖罪を制限し、万民に足るべき贖罪をば主權を以て一部の人間に制限するを得べき乎、是れ決して能くすべからざる也。

第三款 子の意志

第一節 上述の事實の適用 父の意志に關する一切の事實及元理は子の場合にも之を充分に適用するを得、彼等は心を一にし、其愛する者を一にす、父に於けるが如く子に於ても、贖罪を制限すべき理由毫も存せずして其普遍を欲する一の理由存する也。

第二節 贖罪の事業は一なり 同一若くは同等の刑罰に基ける贖罪に在ては、其區域の廣さに準じて其犠牲も亦一層大あるを要するものあれば、或は子に取ては制限を立つるの理由もあるべきかれども、贖罪は斯の如きものにあらず、贖罪の恩恵をして万民に及ぼすに充分からしめんには一層低き謙遜、若くは一層深き苦痛を要せざるあり、基督の實際に受けたる代理的苦難は普遍的贖罪の爲に足れるものあり、贖罪の万民に足れることに就きては吾人は賠償論者に一致す、其言曰、たとへ贖はるべきものは一人たりしとするも、基督の行爲、及苦難は共に必

要たるべし、又アダムの子孫は皆彼の血に由りて救はれたりとするも、更に異なるもの及更に多くのものを要せざるべしと、此見解たるや賠償論者の元理とは符合せざるも、本問題に關して彼等を表示するに於ては、一あり、故に實際基督の受けたる苦難は万民を救ふに足れりとせば、其苦難の量の上よりは贖罪を制限すべき理由若くは動機は一も存せざる也、第三節 其愛に關する一疑問 然らば子の意志に關する疑問は其愛に基て答ふべき者あり、而して其答辨は必ず確實あらざるべからず、罪人を憐恤するが爲に其榮光を去り、自ら謙遜して最も深き苦痛及恥辱を受けたる神の子は万民を贖ふ愛を欠くものにあらず、万民の爲に其贖罪を備ふるは彼の欲する所にして、其十字架は斯く肯言する也。

第四款 聖經の證據

吾人は此に贖罪の制限及普遍に關する證據として使用せらるる聖經の

句を簡短に陳述すべし。

吾人は本問題を充分に論述せんには制限的贖罪を證明せんとする一定の假想を充分に論ずるを必要とす、即ち左に之を擧ぐべし、其假想は救拯を預定する主權の布告あり、此說に依れば被撰者は贖罪の目的の爲に子に與へられたり、其懇願及聖靈の賜物は彼等に限られたり、基督は特別の愛を以て其民を愛するを以て唯彼等のみを贖へり、彼は唯彼等の爲にのみ信仰及悔改を買へり、救拯に必要な恩惠の有効的適用は唯彼等に限られたり。

斯る假想は唯彼等自身の眞理に依て制限的贖罪を證明するを得るのみ、一部の人間の無條件的に永生に定められたる撰抜の主權的布告なかるべからず、孤動說—専ら聖靈の力のみ依りて必然的に救はるるものにして、一切の補助の存し得べきを否定するの說—は眞理たらざるべからず、加之、無條件的に最後まで保護せらるべき事も亦眞理たらざるべからず。

す、贖罪は其本質的性質よりして其救はんと計畫したるもの丈けを悉く救はざるべからず、然らざれば自家撞着を免れざる也。

第一節 制限説を證明するに用らるる本文。トレンチン氏曰、基督の使命

及死は有限數に限られたり、即ち己が民、己が羊、己が友、己が教會、己が身に限られたり、而して何處にても別々に、又集合的にすべての人に及べる所あり、斯くして基督は耶穌と名くべし、その民を罪より救はんとすればあり、(馬太一〇廿一)彼は其身の救主と名けられたり、(以弗五〇廿三)善き牧者は羊の爲に生命を捨つ、(約十〇十五)又其友の爲に生命を捨つ、(約十五〇十三)彼は散りたる神の子民等をも一に集んが爲に死せり、(約十一〇五十二)彼は己が血を以て教會を買給へり、(使二十〇二十八)若し基督にしてアダムの子孫全体の爲に死したりとせば、何故に聖書は斯く屢其死の目的を小數に限りたるや、

吾人先づ是等の本文中に其名を擧げたるものに贖罪を制限するの意を

表する一個の辞だも存せざりしことを述べし、吾人は一層大なる理由、及び勢力を以て問ふを得べし、曰若し贖罪は唯小數に限られたりとせば、何故に聖經は斯く屢贖罪の万民の爲なるを確言する乎と、若し贖罪は論者の假定せる如く其性質に於ては必然的に救ふものにして、實際成就したる救拯のみを含有するとせば、勿論制限あるべきあり、然共、贖罪の性質は斯の如きものにあらず、之が反證は既に與へられたり、贖罪に關する事にして其救拯的恩惠の眞の條件的たる事程確實あるはあし、是故に贖罪は必然的救拯にして従て實際成功したる救拯は其制限なりとの事は假想たるに過ぎず、基督は右の本文中に示されたるものゝ爲に死したるも制限の辞なきを以て制限的贖罪の證據とはあらざる也、

論者は己が民、己が羊、己が友、云々の辞に重きを置き、是等の辞は基督の代りて死せる特別且つ制限されたる階級を表はせるものと解説せり、彼等は特別に且つ制限されたる階級されども、是れ實際に救はれたる後の事

にして贖罪に與からざる以前より特別の階級ありもにはあらず、贖罪の結果としての外は斯る階級あるにあらず、故に基督の代て死せる有限の階級存せざるあり、贖罪は基督に對する彼等の特別の關係の唯一の基本として其關係に先立ちたるものにして、亡べる罪人、不虔、及び敵たる彼等の爲に設けられざるべからず、(羅馬五〇六―十、以弗二〇十一―廿二) 彼等は唯既に彼等の爲に設けられたる贖罪の恩惠に依りて基督と特別の關係を有するを得たるものあれば、既に罪人たる彼等の爲に設けられたる同一の贖罪は万民の爲にも亦設けられたる也、

若し是等の本文は制限的贖罪を證明するとせば、是等は普遍的贖罪と符合するを得ず、若し是等は普遍的贖罪に符合するとせば、制限的贖罪には符合せざる也、然るに是れ普遍的贖罪に符合するに於ては、毫も困難あるを見ず、基督は贖罪の救拯的恩惠に與からしめんが爲に万民の爲に死せるは眞あり、而してこの事實に重きを置くべき特別の理由存す、斯くして

基督は万民に對する其愛の大なる事、及其贖罪の恩恵に由りて受くる所の利益の大なることを彼等に感せしめ、以て己に對する万民の愛の要求を強行せり、然るに斯る辞を使用するに就きて制限を要し、若くは含有するとあすべき解釋法は一も存せざるなり、普遍説は最も嚴格なる制限説の如くは是等の本文を自由に且つ符合的に使用するを得る也、
 第二節 普遍説を證明するに用らるる本文、すべて及各ある普遍の辞を以て表はすべき一階級あり、それ神は一位あり、又神と人との間に一位の中保あり、即ち人あるキリストイエスあり、彼れ万人に代り、己れを棄て贖とせり、時至らば證すべし、(提太前二〇五、六)之が爲に我儕勞苦をし且つ訥諄を受く、そはわれら活る神を望めばあり、彼は万人の救主にして殊に信するもの、救主なり、(同四〇十)若し神は特に信するもの、救主たる如く、類似の意義にて万人の救主にあらずとせば、此に比較すべき根據あるべし、若し數多の人は永遠の滅亡に預定せられたりとせば、若くは制

限的贖罪の爲に滅亡に陥るべきものとせば、神は何等の意義に於ても万人の救主にあらざるべし、然るに信者を實際に救へる如く、万民をも救ひ得べき普遍的贖罪より見れば、神は万人の救主たるの意義は明瞭にして、右の本文中に含有されたる比較に符合するあり、
 「惟われら天の使等より少く遜されしもの、即ち死の苦を受しに因て榮と尊貴を冠せられたるイエスを見たり、其死たるは神の恩に因りてすべての人に代り死を嘗へんが爲あり、(希伯來三〇九)其他贖罪の普遍を證明する本文數多あり、(約一〇廿九、同三〇十六、十七、同十二〇四十七、哥林後五〇十八、十九、約一書二〇二、二同四〇十四)
 第三節 罪惡の區域、罪と贖罪の區域の一あるは一度おらず示されたり、
 「是故に一の罪より罪せらるることの凡べての人に及びし如く、一の義より義とせられ生命を獲ることも凡ての人に及びり、(羅馬五〇十八)アダム

に關する「すべての人」とは最も充分の意義にてすべての人を指せるはカ
ルヴァキン派の疑はざる所あり然らば基督の贖罪に關する「すべての人」も
亦同意義にてすべての人を表はさざるべからず然るに前者に比して後
者の意義を一層狭く制限するが如きは附會の解釋たるのみ、
「キリストの愛はれらを勵せり我儕思ふに一人すべての人に代て死たれ
ばすべての人すでに死たるありそのすべての人に代て死しは生者をし
て以後おのが爲からで己れに代りて死にて甦りし者の爲に世を過しめ
んとて也」哥林後五〇十四、十五聖經の充分の意義にて基督は罪と死の狀
態に於ける人の爲に死せり其死せるは唯斯の如き者の爲なるのみ然る
に彼はすべての人の爲に死せり故にすべての人死したるあり斯の如く
にして本文は稍や三段論法的に大前提として基督の贖罪的死の普遍を
示せり是れ疑ふべからざる真理として示されたり、
「すべての人すでに死たる也」との辭を變じて基督に由り又基督と偕にす

べての人死せりとあるものあり吾人はこの變更に就きては爭論せざる
も制限の意義をば辨駁せざるべからずカントリツシエ氏は本文中に基
督の首たる事及彼に罪の歸せらるる教理及彼の爲せし所苦しむたる所
は彼の代表したる者に歸せられたる教理を發見せり而して基督の所爲
及苦難の信者に歸せられたる意義は左の如し何事たるを論せず首たる
者に起りたる事はまた其代表したるすべての人に及ばざるべからず又
實効的に實際に及ばざるべからず是の如きは基督の代りて死せるすべ
ての人を必然的に救ふるものあり故に基督は唯一部の爲に死せりとあ
らざるべからず然らざれば使徒の議論はユニバルサルサリズムの意義を示
せるものとせざるべからず、

第四節 大任命 イエス彼等に曰ひけるは徧く世界を廻りて凡ての人
に福音を宣傳し信じてバプテスマを受くる者は救はれ信せざるものは
罪に定らるるあり馬可十六〇十五、十六この大任命は今甦りて其手に全

權を掌握する一切の責任及權威を以て使徒に負はせたる嚴肅たる委任なり、斯の如くにして一切の眞正なる教會及役者は之を遵奉せり、斯くして吾人は贖罪の區域と密着の關係を有して其の普遍を確證する確固不拔の事實を得たる也。

(一) すべての人の福音。大任命に使用されたる辭は福音のすべての人の爲なるを確證す、其普遍的宣傳は其性質上基督に於ける救拯的恩恵を自由に万民に與ふるものたらざるべからず、最も嚴格ある制限論者も亦之を充分に許容す、實に彼等は之に交はるべきものを有せざる也。

(二) 救拯は万民の特權あり。福音は救拯に關する恩賜あり、宣傳せられたる凡ての人之を受けて救はるゝを得、此の目的の爲に福音は宣傳せられたり、福音は徧く世界中に充分に宣傳せられたり、とせば、同一の特權は福音に常に伴ふべき筈あり、

(三) 救はるべき信仰は万民の義務あり。福音を聽きたる凡ての人は之

を信じて救はるべきの義務を有す、福音は充分の意義にて万民に宣傳せられたりとせば、万民はこの義務を有すべき筈あり、この責任は大任命の辭中に存す、故に永遠の運命は福音の拒受如何に依て決定せらる、信してプロテスタを受るものは救はれ、信せざるものは罪に定めらるゝなり、

制限論者といへども尙ほ万民の信仰すべき義務あるを許容せり、基督を信する義務中には基督に於ける救拯の實際的恩恵を含有す、其要求されたる信仰は彼の贖罪の死に達して止まざるべからず、達し得べき救拯的恩恵は絶對的に斯る信仰の責任を條件となす、然るに制限的贖罪に依れば福音は實際に斯る恩恵を受くる能はざる數多の人にも宣傳せらるゝものにして、たとへ贖罪は本質的に万民を救ふに足るべきを主張するも、この結果を避くる能はざるあり、然らば斯る信仰は救拯的恩恵に與かること能はざる人に取りても尙義務ありや、如何にして義務となるべき乎、斯る信仰には客觀的眞理なきものにして、存在せざるものに信任する事あり。

り存在せざるものを信せざるが爲に尙刑罰とあるべきや、斯る事あるべからず、吾人の之を否定するは唯普遍的贖罪の基本に依るのみ、制限的贖罪に依れば斯く信するの義務は最も甚しき難題あり、斯る信仰は贖罪の本質的充足を含有するのみならず、斯る信仰ある者をば實際に救ふべきを含有す、實際に救拯を得べしとの事實を信するは是れ必要的條件として、基督に於ける信仰に先立さるべからず、然るに是れ否定せられたり、吾人の引證せる論者は己が爲に基督の死せるを信する事と、救拯の爲に基督を信する事の心意作用を區別せり、而して前者は後者に先立つの必要を否定せるは奇怪の至あり、何人たりとも先づ基督の己が爲に死せるを信せずして救拯の爲に彼を信じ、又は信じ得べきもの一人もあらざるべし、是れ心意的事實の必要の順序なり、何人も先づ基督の己が爲に死せるを信すべしとの命令を受けたりとの口實をさすは全く無効あり、先づ斯く信するの必要は命令されたるが爲に出でたるに非ずして、心

意の必要の理法に出でたるものあり、之に類する必要の順序は信徒パウロに依て示されたり、そは神に來るものは神あるを信じ、且つ神は必ず己を求むるものに報賞を賜ふものあるを信すべければなり、(希伯來十一〇六)此の本文に依れば、真正の信任を以て其恩恵を熱心に祈願して神に來らんには、先づ神の存在及其仁愛を信するを必要とす、斯の如く基督を信じて救拯を得んには、先づ己が爲に彼の死せるを信するは必要の順序たるあり、

制限的贖罪に依れば神の信仰を要求する點に於ては非常の困難生ずるあり、若し基督は一部の人の爲に、若くは數多の人々の主張せる如く、一部の成人の爲に死せりとせば、何人も其改心前には其贖罪の己れに充分なるの證據を有せざるべし、然らば如何にして彼に信任して救はるべきを得べき乎、己れの贖罪に漏れたるや否やを知らざるが爲に信任するを要するとの答辨は要點を解するものにあらず、如何とすれば彼の確知を要す

る點は、基督を信じて救拯を得べき必要の條件として、己が爲に贖罪の準備されたる乎否やに在るを以てなり、

(四) 万民の贖罪。吾人は大任命に依て吾人に與へられたる事實を蒐集す、即ち福音は万民の爲にして基督に於ける救拯的恩恵を自由に賜ふあり、救拯は恩賜を供へられたる万民の特權にして、基督の贖罪を信ずるは福音を有する万民の義務あり、是等は推測にはあらずして制限論者の全く承認する聖經の明白なる事實あり、是等の事實は一切の論理力に依て万民の爲に設けられたる眞の贖罪を證明するものあり、普遍的贖罪なくば救拯的恩賜なく、救拯を得べき特權なく、基督を信ずるの義務もなく、亦不信の爲に罪科及刑罰に至るべきの理もあきあり、故に是等の事實は普遍的贖罪を要求し、加之、其眞理たるを肯定する也、

第五款 制限論の妄誕

眞理及事實に密着に關係する科學的符合の理法は制限的贖罪説をして甚しき困難に陥らしむるなり、既に許容されたる一定の矛盾したる事實は制限説と和合するを要す、若くは寧ろ神の正實と和合するを要す、吾人は其經畫されたる和合は妄證に始まり、妄證に終りたるを示すべし、
 第一節 許容されたる事實。是等の事實は前款中に示せる大任命中に與へられたるものにて、唯再び追想するを要す、即ち福音は万民の爲あり、救拯は福音を有する万民の特權にして、基督に於ける信仰は福音を聽ける万民の義務なり、斯る事實は聖經の示せる所にして現今のカルウキン派の人々も亦之を疑はざるあり、而して是等の事實を神の正實に和合せしめんとする普通の經畫は彼等の充分に許容する所たるあり、
 第二節 神の正實に符合せず。吾人は此に許容されたる事實若くは神の正實に就きて爭論するにあらずして、疑問とする所は制限的贖罪に基きて是等の事實を正實に符合せしむるを得るや否やに關するものとす、

吾人は其符合せざるを主張し、且つ彼等の經書する和合の甚しき妄證たるを非難するあり、制限的贖罪に依れば、福音は正實に万民に宣傳するを得べからず、救拯は万民の特權たるを得ざるのみならず、基督に於ける信仰も亦万民の義務たるを得ず、斯の如き神恩及信仰の要求は贖はれざる人に取ては戲弄、若くは殘酷たるに止るのみ、本論に論ずべきは是等の事實にして、是等の事實は神の正實を含有せず、唯普遍的贖罪の其正實に符合すべきを結論する也。

第三節 贖罪の充足は神の正實を證明するとあせり。制限論者の特別に由て以て救拯的恩惠の普遍中に―他の許容したる事實を合はせて―神の正實を表はさんと企圖する基本は、万民に對する贖罪の充足に在り、この事實は人の熟知する所あれば之を證明するを要せず、是れ吾人の既に示せる所あり、彼等の贖罪の教理に依れば、神の正實を表はすに足るべき程の充足眞に存すべき乎否やは是れ吾人の直接に考究する所にして、

今此に彼等の企圖の基本を示せば足れり、

第四節 充足の眞の意義。吾人は純乎たる本質的充足と實際的充足とを區別せざるべからず、斯る區別を立つるの道理あり、賠償論者は特別に基督の贖罪の事業に應用して充分にこの區別を認識せり、其本質的充足とは其事の固有の力量を謂ふものにして、實際的充足とは其應用を云ふ、救舟は二十名の難船者を救助するの力量あるも、若し之が應用を制限せば實際的充足は十名を救ふに足れるのみ、之と同じく二十名の囚人の爲に負債を辨償すべき程の金錢を所有する人たりとも、其實際的充足は其使用の多少に依りて制限せらるゝあり、若し彼は二十名の中十名の爲に其金額を使用する時は、たとへ其本質的充足は二十名を解放するに足るとするも、實際的充足は十名に限れるあり、賠償的贖罪は斯る結局を來たさざるを得ず、基督の贖罪的中保は彼の行爲及苦難に於ては、万民の救拯に對して本質的充足を有すれども、神定の制限存するあり、斯の如きは賠

償論者自身の與ふる事實ありとす、万民を救ふの充足は其勢力に在りて、万民を救ふ實際に在るにわらず、然るに基督に於ける救拯の普遍的恩恵、及彼を信すべき責任中に神の正實を表はさんには、純乎たる本質的充足は之に適應せざるべし、之に適應するものは唯實際的充足に在るのみ、

第五節 充足は唯神定に關す。基督の苦難は贖罪の目的を以て罪人の代りに受けたるものとするの外は、贖罪的價值なきあり、この目的を離れて彼の化身及死を理會するは能はざるにわらざれども、斯る場合に於ては贖罪的要素なきあり、贖罪は全く罪人の代りに其苦難を受けたるに基因せり、

贖罪の區域は斯の如くにして其神定に依て決定せられたり、是れ右に述べたる元理に符合す、而して吾人の論述したる如く、是れ亦賠償的教理の發端の元理ありとす、是故に贖罪は罪人の代人たる基督の苦難に就きての神定及承認に必ず根據を置くべきものあれば、其區域を制限するも亦

全く神定あり、而して神定以外に贖罪存せざる也、而して基督の苦難の贖罪とあるは全く神定に依るものあれば、神定に依て贖罪に與かるべきものに對するの外は毫も贖罪的價值あるものにわらず、万民に對する充足の口實を設けると同時に制限的神定を保持するは甚だしき妄誕たるを免れざる也、贖罪は神定に與からざる人に取ては全く無効あるものにして、恰も全く贖罪なきに異ならず、是故に論者が救拯の普遍的恩恵及基督に於ける信仰の命令的要求に依て神の正實を表はさんことを企圖するは毫も根據なき事あり、

第六節 賠償論中に制限あり。若し吾人は賠償説の元理に従て贖罪の普遍的充足の假想を討檢せば、其口實の無限あるを發見すべし、是れ全く公平の論法なり、如何とされば是等の元理に従へる充足存するにわらざる以上は、其充足は假想にして、之に依て正實を表はんとするは全く根據なき事あり、吾人は主張して曰はん賠償的贖罪は自己の元理よりして制

限的充足を保持するものありと、

賠償説に依れば贖罪は代用的刑罰に依ては義を賠償するものあり、罪は其邪惡に準て罰せられざるを得ず、故に刑罰の代人に由るの外は罪人に取て救拯存せざるなり、加之刑罰的代用に依るの外は贖罪なきなり、然るに賠償説の主張する所に依れば、神定に依りて基督は唯被選者の爲にのみ罪の刑罰を受けたり、斯る贖罪は公義に對する罪の賠償を爲さざるの人に取ては全く無効にして、恰も全く贖罪なきが如く、若くは贖罪を設くる基督存せざるに異ならず、

賠償的贖罪は自己の元理より云へば、其充足あるが如くに廣く必然的に有效ありとす、而して其充足の要素は其救はんとて準備したる凡ての人の實際的救拯に於て成功せしめざるを得ず、若し基督は認可されたる代人として命令及刑罰の下に在る被選者に代りて其命令及刑罰に就き充分の賠償を爲したりとせば、勿論彼等は皆救はれざるを得ず、彼等の悔

改及信仰は贖罪的恩恵を以て買へるものあれば、聖靈の孤動的に働ける救拯的作用に於ける必要ある事實として其地位を有せざるべからず、斯の如きは賠償の元理より生ずる論理にして、賠償論者は充分に之と同一ある見解を保持す、教授クローフォルト曰、彼の贖罪は實に可能的救拯のみならず、實際的救拯を成就せし、完備したる事業と眞に稱せられたりと、オウエン曰、若し基督の死の結果は或る條件に依て吾人に交付され、且つ該條件は其結果中に在りて其物自身は條件なくして全く交付されたりとせば、基督の死の一切の結果は彼の代りて死せし人の爲には恰も規定の條件なきが如くに全く獲らるゝあり、如何となれば是等の物は皆一に歸すればあり……この條件たる信仰其物は基督の代りて死せし人に取ては彼の死に依り條件なくして自由に彼等に賦與せらるべきものあり、博士ホツヂ曰、然るに神は其無量の憐恤に依り、何人も數ふること能はざる多數の人を救はんことを決定し、基督の世嗣として彼に之を與へた

り、但し基督は彼等の性質を取り、彼等に代て一切の正義を成就すべきあり、この經綸を實行せんが爲に基督は世に降り、己れに與へられたる人に代りて之を救はんとて從順を盡くし、又苦難を受けたり、是れ彼の使命の一定したる目的にして、從て其死は彼等に關するものにして、神は其罪の應報を受くるに定めたる人には及ぶこと能はざる也。

是れ賠償的贖罪あり、斯る贖罪は其性質上救はんとて準備したる凡ての人をば悉く救はざるを得ず、賠償説はアルミニアン教を目して、この元因的効力を否定するは贖罪の眞の性質を否定するものありとて嘗て攻撃を加へたり、贖罪は若し万民の爲ありとせば、万民皆救はれざるべからず、然るに万民悉く救はれたるにあらざるを以て、其万民の爲あるを否定せり、彼等の説に依れば、實際的救拯の制限あるは贖罪の制限ある證據あり、是れ唯一の可能的救拯なり、贖罪に必要ある基督の代用の事實は、彼の代表したる凡ての救拯を成就するに於て有効あらざるべからず。

斯る贖罪は万民を救ふに充足なりや、贖罪は論者の云ふ如く父子の契約に成れり、父子の協賛に依て贖罪は被選者の外は何人にも與へられず、吾人は神定を以て贖罪區域の制限法とあす、吾人は論者の主張する贖罪の本質的充足を充分に確信す、然共、本質的充足と實際的充足とは別事あり、吾人は論者の言を考ふるに其意左の如きを見るあり、即ち基督の行爲及苦難に依れる中保は、父子の意志若し万民を救ふを欲せしとせば、万民を救ふに充足ありと、然共、父子は之を欲せざるを以て彼等の意志は制限的贖罪を決定する事實あり、是故にこの教理に依れば、基督に關係なき數多の人存在せり、この事實は充足の問題を以て制限論者を論駁するものあり、論者は自己の制限的教理を忽畧に附すべからず、加之、辨解の爲に其充足をば偶然的充足―充足たるを得べかりしも實際には然らず―と稱すべからず、必ず之を現實的充足と稱せざるべからず、論者は飽までも自己の元理に依て立たざるべからず。

この説の元理及證明に依れば、贖罪を準備せられざる人あるの際に、如何にして贖罪は彼等の爲に充足たるを得べき乎、制限論者は之に答辨を下すべき乎、基督は彼等の爲に死せしや、神の法律の要求する所又救拯に必要なる正義をば基督は彼等の爲に成就せしや、彼等を解放するには絶對的に欠くべからざる相當の刑罰を彼等の爲に受けしや、制限的贖罪は唯否と答ふるのみ、然らば彼等の爲に充足ありや、この教理は充足の口實を設けんが爲にさへ其元理を破壊せざるを得ず、贖罪は現在かれども之を成就する、基督の事業は過去に属す、其區域は既に全く決定せり、是れ被選者の爲にして其他の人の爲ならず、賠償の元理は斯く決定せり、不變の神敕は之を制限せり、是故に被選者外の人に取て贖罪の充足を唱ふるは甚しき妄誕ありと云ふべし、

然らば制限的贖罪の教理に依れば、基督に於ける救拯の普遍的恩恵及福音を聽ける凡ての人の彼を信仰すべき義務は神の正實と調和するは能

くすべき事にあらず、數多の人に取ては贖罪若くは救拯的恩恵なきあり、彼等には信すべきの義務も亦存せざるあり、

然るに吾人の面前には確實にして疑ふべからざる事實存す、即ち一方に於ては救拯の普遍的恩恵及信仰の責任あり、他方に於ては神の正實あり、是等は衝突するものにあらず、是等は制限的贖罪の基本に依て調和すべき乎、決して然らず、其調和は妄誕に始まり、妄誕に終れり、自然の結局として出づべきは普遍的贖罪ありとす、

第七節 符合せざるは唯外見のみとの説 論者の云ふ所に依れば、其許容したる事實は神の正實と符合するやも計られず、吾人は之を符合せしむるの力なくも之が爲に其符合せざる證據たるを得べからず、一層高尚ある靈智者、殊に神に取ては充分に符合するが如くに見ゆるあるべし、博士シミングトン曰、吾人之を符合せしむるを得ざるの事は其符合せざるを證するにあらず、神は之を符合せしむるを得べし、人間以上の靈智的

及び道徳的階位の受造物は其符合を見るを得べし、若くは吾人自身に取ては存在の一層光明の範圍に昇る時も尙難問として解せざることをあるべしと、然共斯の如きの假想は毫もこの難題を解説するに足らざる也、第八節 被選及非被選の混合せる状態 被選者及非被選者の混合せる状態より發生する必要を假定し、之に依て神の正實を表はさんとする他の企圖存するなり、被選者と然らざるの人とを區別せずして何人にも恩恵を與へ、又信仰の要求をあすが如き事を廢せんには唯換はるべきものは其二者を區別して被選者のみに恩恵を與へ、信仰を要求する一事あるのみ、博士シミングトン氏又曰、信仰の理由は福音に於ける神の證據に基くあり、而して左の如く問ふものあらん、この證據は神の恩恵を與へんと欲する人々に就きてのみ立てらるるを得ざりしやと、吾人答へて曰はん、是れ必要ある目的を以て神の制定したる人間存在の混合的狀態を取り去らざる以上は能くすべからず、又其特別の恩寵を受くべきものは誰れ

然らざるものは誰なる乎を早くより顯示するにあらざれば能くすべからず、而して斯く顯示するは人のこの世に在て服従すべき道徳政治を顛倒するものあり、又信仰に依て救拯を得べき神の意匠を顛倒するにあらざれば能くすべからず、被選者及び然らざる者の誰なる乎を顯示するはこの場合の事實に符合し、且つ恩恵のなくも有るが如くに装ふよりは遙かに勝れるあり、たとへ之を顯示するも之が爲に人の運命に影響を及ぼすことあるべし、運命は神の布告に依りて決定したるものあれば其區別を顯示するに依るにあらざり、信者と不信者とは依然として毫も異ならざるべし、贖罪をば被選者のみに宣傳せしめ、また被選者以外のものは之と關係なく、之を信ずべき義務なきを宣傳せしめ、孤動的に働く絶對的主權に依て決定する結果は毫も異なる事あるべし、然るに制限的贖罪は尙神の與へたる事實に矛盾するを以て誤謬たらざるを得ざる也、

第九節 陰然及公然の神意 恩賜及信仰の要求を神の正實に符合せしむる最後の企圖は神意の陰然及公然を區別するに基けり、神の目的は吾人義務の規範にはあらず、神は其爲さんとする意匠の如何に拘はらず、吾人は其公然の意に従て行ふべきあり、(プリンストン論文)博士シミングト
 ン曰「福音の召は神の志向よりは寧ろ人の義務を發表するものと視做すを得べし」と、是れ果して理論なりや、神の陰然の意志は公然の意志に違ふものありや、彼は公然に恩恵を與へんと人を招致し、之に約束をあすに拘はらず、陰然之を與へまざるを引去るべき乎、是れ驚くべきの想像あらずや、贖罪は罪の一般の墮落に陥りたる一般の人類に對する無限の愛の準備にして、且つ制限ある恩賜を含有し、基督に於ける信仰を万民に要求するを以て、是れ万民を救ふの贖罪たらざるを得ざる也、

基督贖罪論終

明治二十九年七月廿四日發行
 明治二十九年七月廿四日發行

譯者

山田寅之助

東京府下豊多摩郡澁谷村一番地

青山學院構内

發行者

清水俊藏

東京市京橋區銀座四丁目二番地

寄留

印刷者

小方仙之助

東京市麹町區有樂町三丁目

二番地

發行所

教文館

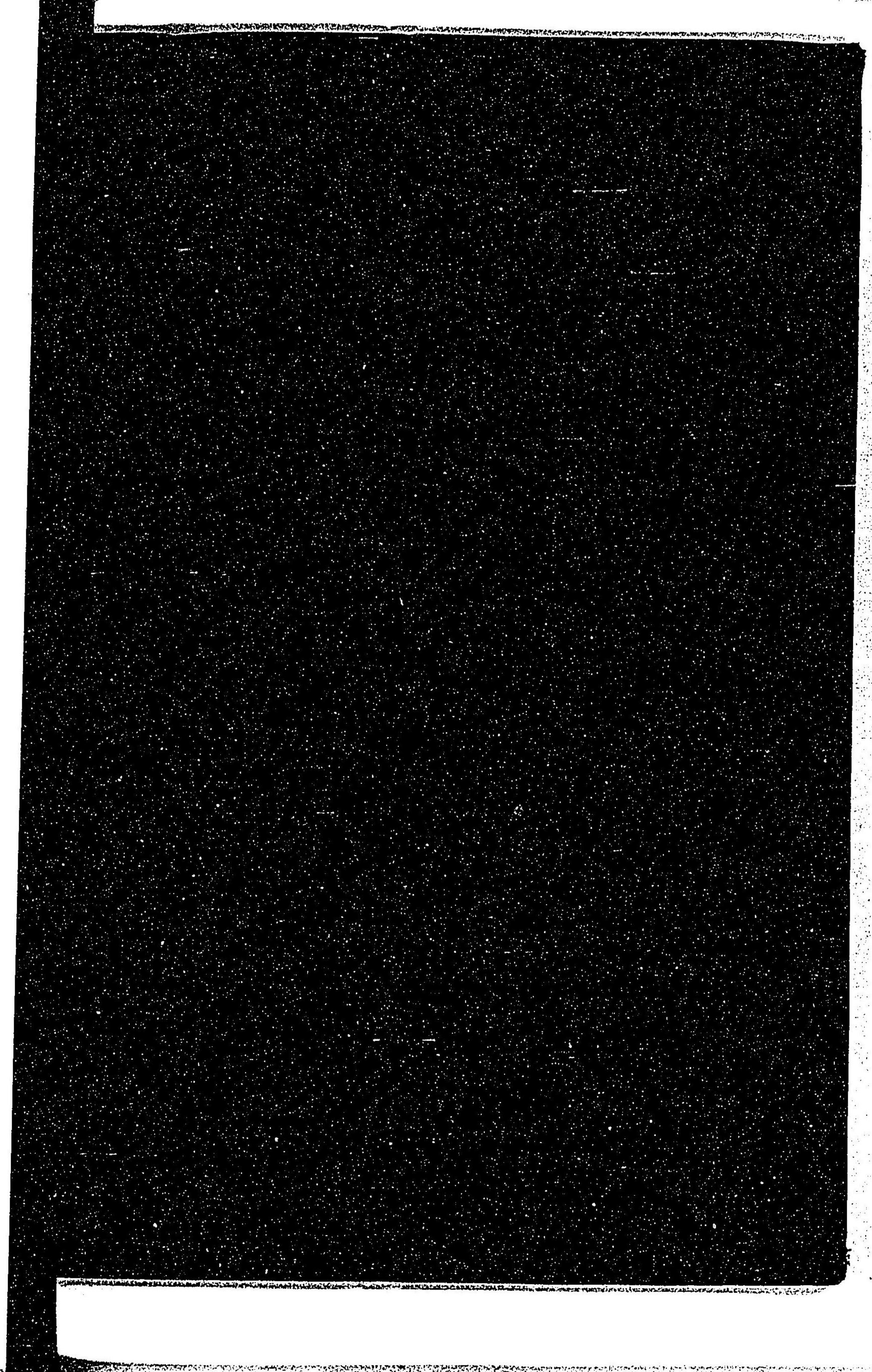
東京市京橋區銀座四丁目二番地

印刷所

青山學院實業部

東京府下豊多摩郡澁谷村一番地





M

020528-000-1

68-424

基督贖罪論

ジョン・マイレー/著

M29

ABI-0341

